第百三十九条第二項各号列記以外の部分中「事業主又は事業主団体」を「中小企業事業主又は中小企業事業主団体（主として中小企業事業主により構成される事業主団体をいう。以下この条において同じ。）（以下この条において「中小企業事業主等」という。）」に改め、同項第一号中「定める事業主又は事業主団体」を「定める中小企業事業主等」に、同号イ中「事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主であつて厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている事業主に限る。）又は事業主団体（主として常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主により構成されるものに限る。）」を「中小企業事業主（厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を公表し、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主に限る。）又は中小企業事業主団体」に改め、同号イ(1)及び(2)中「事業主又は事業主団体」を「中小企業事業主等」に改め、同号イ(3)中「事業主又はその構成員である事業主」を「中小企業事業主又はその構成員である中小企業事業主」に、「事業主団体」を「中小企業事業主団体」に改め、同号ロ中「事業主（常時雇用する労働者の数が三百人以下の事業主であつて厚生労働大臣に一般事業主行動計画を策定した旨を届け出て、同計画を労働者に周知させるための措置を講じている中小企業事業主に限る。）又は中小企業事業主団体」に改め、同号ロ(1)及び(2)中「事業主又はその構成員である事業主」を「中小企業事業主又はその構成員である中小企業事業主」に、「事業主団体」を「中小企業事業主等」に改め、同条第三項第一号、第三号及び第四号中「事業主又は事業主団体」を「中小企業事業主等」に改め、同条第三項第一号、第三号及び第四号並びに同条第四項第一号、第三号及び第四号中「の事業主」を「の中小企業事業主」に、「事業主団体」を「中小企業事業主団体」に改め、同条に次のように加える。

5　第二項第一号に規定する中小企業事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情の改善を目的として行う措置に関する目標値を定め、公表し、当該目標値を達成した場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号又は第三号に定める額に加え、五万円を支給するものとする。ただし、既にこの項又は第百十六条第五項の規定による加算を受けた中小企業事業主にあつては、この限りではない。

第百三十九条の三中「第百二十五条第二項及び第三項」を「第百二十五条第一項、第百三十三条第一項及び第百三十九条第二項」に、「訓練等支援給付金及び中小企業雇用創出等能力開発助成金」を「キャリア形成促進助成金、キャリアアップ助成金及び中小企業雇用創出等能力開発助成金」に改める。

第百三十九条の四中「第百二十五条第二項及び第三項並びに」を「第百二十五条第一項、第百三十三条第一項及び」に、「訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金」を「キャリア形成促進助成金、キャリアアップ助成金」に改める。

「第三節　実践型地域雇用創造事業」を「第三節　実践型地域雇用創造事業及び戦略産業雇用創造プロジェクト」に改める。

第四章第三節中第百四十条の次に次の一条を加える。

（戦略産業雇用創造プロジェクト）

第百四十条の二　法第六十二条第一項第五号又は第六十三条第一項第七号に掲げる事業として、雇用機会が不足している都道府県からの提案に係る事業から構成されるプロジェクトであつて、当該都道府県における人材の育成及び確保を通じた雇用の創造に資するために適当であると厚生労働大臣が認めるもの（次項において「戦略産業雇用創造プロジェクト」という。）について、当該都道府県が実施する事業に要する経費の一部を補助するものとする。

2　前項の都道府県が実施する事業のほか、戦略産業雇用創造プロジェクトに係る事業を行うものとする。

第百四十四の二第二項中「又は期間」を「若しくは期間」に、「事業主に」を「事業主又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員のキャリアアップを図るための措置を実施する事業主に」に、「第百十八条の三第六項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第六号イ並びに同条第七項第一号イ」を「第百十八条の三第四項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イ」に改め、「及び第四項第一号イ」を削り、「の長」との下に「、第百十二条第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号イ(3)中「公共職業安定所又は」とあるのは「公共職業安定所、地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）又は」と、第百十八条の二第一項第一号中「又は派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者」とあるのは「、派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者又は派遣船員（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第十二項に規定する派遣船員」と、同号ハ(1)(i)(ⅰ)中「派遣労働者（派遣元事業主」とあるのは「派遣船員（船員派遣元事業主（船員職業安定法第六条第十四項に規定する船員派遣元事業主をいう。㈱及び㈦において同じ。）」と、同号ハ(1)(i)㈱及び㈦中「派遣労働者」とあるのは「派遣船員」と、「派遣元事業主」とあるのは「船員派遣元事業主」と」を加える。

附則第十五条の三第二項第二号中「（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者（以下この条及び次条において「有期契約労働者」という。）」を「又は有期契約労働者」に改める。

附則第十六条中「平成二十五年三月十五日」を「平成二十八年三月十五日」に改める。

附則第十七条第一項中「平成二十五年四月三十日」を「平成二十八年四月三十日」に改める。

附則第十七条の二中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の五中「及び第百四十条」を「、第百四十条及び第百四十条の二」に改める。

附則第十七条の六中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第十七条の七中「及び第百四十条」を「、第百四十条及び第百四十条の二」に改める。

附則第十七条の八を次のように改める。

（キャリア形成促進助成金に関する暫定措置）

第十七条の八　特定被災区域内に所在する事業所の事業主に対するキャリア形成促進助成金の支給については、平成二十六年三月三十一日までの間においては、第百二十五条第一項第一号イ(4)の規定は適用せず、同号ヘ中「、(3)及び(4)」とあるのは「及び(3)」と、同項第二号イ(1)中「二分の一」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」と、同号イ(2)中「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」とあるのは「三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）」に、同号ヘ(2)中「八百円」とあるのは「四百円（中小企業事業主にあつては、八百円）」と読み替えて適用する。

附則第十七条の九中「訓練等支援給付金」を「キャリア形成促進助成金」に、「第百二十五条第二項」を「第百二十五条第一項」に、「平成二十五年三月三十一日までの間」を「平成二十六年三月三十一日までの間」に、「同項第二号イ(1)及び(2)中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同号ロ(1)及び(2)中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同号ハ(1)及び(2)中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同号ホ(1)及び(2)中「二分の一」とあるのは「三分の二」を「同項第二号イ(1)中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、同号イ(2)中「四百円」とあるのは「八百円」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「建設雇用改善助成金」を「建設労働者確保育成助成金」に改める。

第七条の二の見出しを「（建設労働者確保育成助成金）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「建設教育訓練助成金」を「建設労働者確保育成助成金」に改め、同項第一号ロ中「訓練等支援給付金（同条第二項第一号イ及びロ」を「キャリア形成促進助成金（同項第一号ホ又はヘ」に、「以下「訓練等支援給付金」という。）」を「）及び雇保則第百三十三条第一項に規定するキャリアアップ助成金（同項第一号ハに該当する場合に係るもの（中小建設事業主が認定訓練を行う施設に労働者を派遣する場合に係るものに限る。）（以下「キャリア形成促進助成金等」という。）に改め、同号ハ中「（以下「登録教習機関」という。）」を「又は建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の四第二項第二号に規定する登録基幹技能者講習実施機関（以下「登録教習機関等」という。）」に改め、同号ハ(2)及び(3)を削り、同号ハ中(4)を(2)とする。